

請　願　書

令和3年6月17日

郡山市議会議長
七海 喜久雄 様

郡山市虎丸町7-7 郡山市労働福祉会館内
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議長 小林伸吾

紹介議員 渡部龍治
蛇石郁子
柳田尚一
岡田哲夫
廣田耕一
久野三男
諸越裕

地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書

〔請願趣旨〕

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、

実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

つきましては、これら、諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること。また、地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 6 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の待遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、待遇改善が明確となるよう配慮すること。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

9 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

11 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

請　　願　　書

令和3年6月18日

郡山市議会議長
七海 喜久雄 様

福島市上浜町10-38
福島県教職員組合
中央執行委員長　國分俊樹

紹介議員　渡部龍治
箭内好彦
蛇石郁子
岡田哲夫
八重樫小代子
今村剛司

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

[請願趣旨]

東日本大震災から10年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和3年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、16億円が予算化されています。（前年度14億円減）

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和元年12月20日、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が

定められました。その中で令和2年に、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

しかし、今年度より、「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等となりました。今日においても、福島県では、令和2年4月1日時点で約6千5百人(自主避難を除く)もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています(福島県こども・青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、令和4年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和4年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

請　　願　　書

令和3年6月21日

郡山市議会議長
七海 喜久雄 様

郡山市若葉町1-21
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・
内水対策期成会
若葉西町内会
会長 白土政穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4
逢瀬川町内会連合会
会長 伊藤利彦

郡山市大町二丁目11-14
大重町内会
会長 熊倉善重

郡山市若葉町19-2
若葉東町内会
会長 武田敏行

郡山市咲田二丁目25-25
新咲田町内会
会長 阿部謙

郡山市桜木一丁目4-15
桜木一丁目町内会
会長 高田一郎

紹介議員　吉田公男
高橋善治

郡山市長は、令和元年11月29日付けで福島県知事あてに緊急要望書を提出し、国・福島県が一体となって阿武隈川水系河川整備基本方針及び郡山圏域河川整備計画の見直しを行い、郡山市逢瀬川バックウォーター対策を講じるよう求めたが、通常の河川維持管理業務として行う河川区域内の堆積していた土砂の撤去のみで、バックウォーター現象を抜本的に解消する工事を実施していないことから、意見書の提出を求める請願

〔請願趣旨〕

- 1 逢瀬川沿川住民は、これまで昭和61年8月5日の台風10号による堤防決壊、平成10年8月の豪雨、平成23年9月21日の台風15号により浸水被害、そして令和元年東日本台風による破堤を含む越水被害を被ってきました。出水時期になると、地球温暖化の進行に伴い、また被害に遭うのではないか、命と安全・安心な生活そして財産を守れるかとの不安を払拭できない日々が続いています。
- 2 東海テレビの動画ニュース(令和2年7月14日ニュースOne)の令和2年7月豪雨で水害のあった岐阜県飛騨川と支流の白川の事例として「バックウォーター現象は2つの河川で起こった。他の河川でも注意」が配信されています。(検索：バックウォーター現象 2つの河川で起こった 東海テレビ)
- 3 令和元年東日本台風により水害のあった郡山市阿武隈川と支流の逢瀬川は、東海テレビの動画ニュースの事例と類似し、阿武隈川と逢瀬川の2つの河川でバックウォーター現象が発生したことがわかりました。
- 4 郡山市長は、令和元年11月29日付けで福島県知事あてに、郡山圏域河川整備計画(平成18年4月策定)では、郡山市逢瀬川、谷田川、笛原川、藤田川のバックウォーター対策が不十分であることから、国・県が一体となって阿武隈川水系河川整備基本方針及び郡山圏域河川整備計画の見直しをするように緊急要望書を提出しました。
- 5 令和3年2月19日に国土交通省東北地方整備局福島国道河川事務所が開催した第2回阿武隈川上流流域治水協議会の資料、福島県緊急水害対策プロジェクト4ページによれば、谷田川では、令和元年東日本台風の出水により越水氾濫被害が発生したことから、新規に河川改修4,620mを実施することとされていますが、郡山市長が国・県が一体となって河川整備計画の見直しを行うよう緊急要望書を提出した郡山市逢瀬川の河川整備計画の見直しは行われておりません。
- 6 また、福島県県中建設事務所のホームページによれば、郡山市谷田川の河川整

備計画を見直すための河川事業計画等の策定業務は、令和2年5月7日に契約が行われていますが、谷田川以外の河川では、河川事業計画等の策定業務の契約は行われていません。

7 災害対策法、河川法、水防法に定められた水害の未然防止を図り、郡山市民の生命や財産を守るため、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国及び福島県に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

令和元年11月29日付けで郡山市長が福島県知事あてに緊急要望書を提出した阿武隈川水系河川整備基本方針及び郡山圏域河川整備計画の見直しを、国土交通省、福島県が一体となって行い、郡山市逢瀬川のバックウォーター現象を抜本的に解消する対策を講じるよう、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第2項及び第4項に基づき逢瀬川沿川の住民の意見を聞き行うことを、国土交通大臣、福島県知事に対して意見書を提出すること。

請　　願　　書

令和3年6月21日

郡山市議会議長
七海 喜久雄 様

郡山市桑野一丁目 4-10-202
命の海を守る会
代 表 石塚 由紀

紹介議員 吉田 公男
箭内 好彦
蛇石 郁子
岡田 哲夫
八重樫 小代子

国に対し「トリチウム等を含む処理水の処分方法について再検討を求める意見書」の提出を求める請願

[請願趣旨]

2021年4月13日、政府は廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている放射性物質トリチウム等を含む処理水について、海洋放出とする方針を正式に決定しました。これまで県内外の漁業者をはじめ、多くの福島県民から、海洋放出反対や慎重な対応を求める声が寄せられ、郡山市議会においても昨年6月に「海洋放出に反対する意見書」を全会一致で採択しています。

2015年、政府及び東京電力が、福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と約束しているにもかかわらず、理解がなされていない段階において、処分方法を一方的に決定したことに多くの県民は疑問の声をあげています。

福島県の沿岸漁業は、本年3月で試験操業を終え、数年後の本格操業への移行に向けた準備を始めようとしていました。その矢先に政府が海洋放出の正式決定を行ったことは、漁業関係者の10年に及ぶ努力に冷水を浴びせかける行為と言わざるを

得ません。本県の復興に対する政府の姿勢に疑惑を抱かせ、信頼関係の悪化をもたらしています。

原子力政策及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興は、国及び東京電力の責任でなすべきものです。そのためには、福島県民と丁寧な対話をを行い、国民的理解を得るため政府及び東京電力は説明責任を果たしていくことが求められています。

処理水の処分を進めるにあたり、福島県の復興の阻害や新たな被害をもたらすようなことがあってはなりません。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

- 1 処理水の処分方法については、県内外の農林水産業などの生業に携わる方々や汚染拡大を危惧する人々をはじめ幅広い関係者の理解と合意を得る努力を行ったうえで新たな方針を示すこと。
- 2 半減期効果を念頭に置いた敷地内における更なるタンク増設による処理水・処理途上水の保管継続や、大型タンクでの長期保管など専門家、諸団体の提案を含め、安定した処理・保管方法等について漁民、国民が合意できる方策を検討すること。
- 3 政府及び東京電力は、関係者とこれまで以上に意思疎通を図り、信頼関係構築に最大限の努力をすること。

請　　願　　書

令和3年6月21日

郡山市議会議長
七海 喜久雄 様

郡山市小原田二丁目23-15
郡山地方労連気付
こおりやま復興共同センター
代 表 伊 藤 洋

紹介議員 吉 田 公 男
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

「多核種除去設備等処理水の海洋放出の方針決定を撤回し、当面は陸上保管することを求める意見書」を国に提出することを求める請願

[請願趣旨]

東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生したタンク貯留 A L P S 処理汚染水の処分について、今年4月13日に政府は海洋放出により処分を行うと唐突に関係閣僚会議で決定し、2年後に海洋放出する準備を始めました。

この決定は、2015年に国と東京電力が福島県漁業協同組合連合会との間で結ばれた「関係者の理解無しにはいかなる処分もしない」と約束したことを反故にするものであり、漁業者の10年に及ぶ本格操業に向けた努力を水泡に帰すことになります。

そればかりではなく以下のようないいな福島県の民意を無視するものであり、民主的な合意形成を踏まえないままなされた政府の決定は、無効であると言わざるを得ません。

昨年度の福島県の市町村議会では、A L P S 処理汚染水の海洋放出に反対または慎重な対応を求める国への意見書は、43自治体に及び7割を超えるました。

また、政府の方針決定後の5月4日に福島民報社と福島テレビが共同で実施した県民世論調査では、政府の方針通りはわずか18%で、75%が丁寧な説明と理解の上で

の決定や、福島のみの放出は認められない、トリチウムの分離技術の開発、陸上保管などを求めるものでした。

A L P S 処理汚染水にはトリチウムだけではなく、基準値を超える63種もの核種が保管量の7割に残留しています。二次処理して基準値以下にするとは仮定の話であり、完全にすべてが基準値以下になっている訳ではなく、総量規制もありません。

このような状態でA L P S 処理汚染水を海洋放出することは、福島県や日本にとどまらず地球規模で放射能汚染を拡散し、未来の世代に大きな負荷を残すことになり、許されるものではありません。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

- 1 政府の決定した「多核種除去装置等処理水」の海洋放出の方針を撤回すること。
- 2 当面は「多核種除去装置等処理水」の陸上保管を継続すること。

請　　願　　書

令和3年6月21日

郡山市議会議長
七海 喜久雄 様

郡山市大槻町字古屋敷54-3
郡山地方農民連
会長 宗像 孝

紹介議員 蛇石 郁子
岡田 哲夫

新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

[請願趣旨]

コロナ禍における米の需要減少は2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は大暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には、古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず2022年産米価格も上昇することはかなはず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナにより減少した需要分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、生産者・流通業者にのみ責任を押し付けるべきではありません。政府による特別な隔離対策が必要です。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されています。かつてない危機的事態のなかで、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

- 1 コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。
- 2 コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。
- 3 国内消費に必要のない外国産米(ミニマムアクセス米)について、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。